

○経済産業省告示第 号

計量法施行規則（平成五年通商産業省令第六十九号）等の規定に基づき、計量法施行規則、特定計量器検査規則及び指定製造事業者の指定等に関する省令の規定に基づき経済産業大臣が別に定める方法、検査証明をはり付け印により付する場合の様式及び基準適合証明をはり付け印により付する場合の様式を次のように定める。

平成三十年三月三十日

経済産業大臣 世耕 弘成

計量法施行規則、特定計量器検査規則及び指定製造事業者の指定等に関する省令の規定に基づき経済産業大臣が別に定める方法、検査証明をはり付け印により付する場合の様式及び基準適合証明をはり付け印により付する場合の様式を定める件

（西暦年数の表記方法）

第一条 計量法施行規則（平成五年通商産業省令第六十九号）第十五条第二号並びに特定計量器検査規則（平成五年通商産業省令第七十号。以下「検則」という。）第二十五条第一項（指定製造事業者の指定等に関する省令（平成五年通商産業省令第七十七号。以下「指定製造省令」という。）第九条第一項で準

用する場合を含む。）、第二十六条（指定製造省令第九条第一項で準用する場合を含む。）、第二十八条第三項、第三十五条、第四十八条第一項第一号（検則第六十一条で準用する場合を含む。）及び第五十六条第一項（検則第六十三条で準用する場合を含む。）の規定に基づき、経済産業大臣が別に定める方法は、次の例のように、西暦年数の十位以下の数字の前にアポストロフィを付する方法とする。




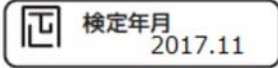

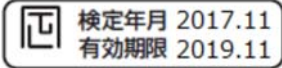
（例）西暦二〇一七年の場合



’17

2 前項において、アポストロフィを付することが構造及び使用状況からみて著しく困難な場合にあっては、これを要しない。この場合において、当該数字が西暦年数の十位以下である旨の表示を、当該数字の表記に近接した箇所又は特定計量器の本体の見やすい箇所に、明瞭に付するように努めなければならない。

（検定証印をはり付け印により付する場合の様式）

第二条 検則第二十六条の二第一項に規定する経済産業大臣が定める様式は、次の表の上欄に掲げる場合に
応じ、同表の中欄又は下欄に掲げるとおりとする。

<p>三 法第七十二条第三項の規定により、検定を行った年月を表示する場合（第一号に掲げる場合を除く。）</p>	<p>二 法第七十二条第二項の規定により、検定証印の有効期間の満了の年月を表示する場合（前号に掲げる場合を除く。）</p>	<p>一 計量法（平成四年法律第五十一号。以下「法」という。）第七十二条第二項の規定により検定証印の有効期間の満了の年月を表示し、かつ、同条第三項の規定により検定を行った年月を表示する場合</p>
		
		

<p>四 前三号に掲げる場合以外の場合</p>	
	
<p>備考</p> <p>1 特定計量器の通常の使用状態において見やすく、かつ、消滅しにくい本体の部分又は本体に取り付けた金属片その他の物体に付するものとする。</p> <p>2 明瞭に、かつ、容易に消滅し、及びはく離しない方法により付するものとする。</p> <p>3 色は、検定証印の形状、文字及び数字を容易に識別できる色とする。</p> <p>4 中欄に掲げる様式の外枠の形状は円形とする。</p> <p>5 下欄に掲げる様式の横の長さは、当該様式の縦の長さの五倍以下とする。</p>	

2 前項の場合において、次の各号に掲げる検定を行った検定機関等に応じ、当該各号に掲げる様式により検定証印の下に検定を行った検定機関等の名称、略称又は記号を表示するものとする。

一 都道府県、国立研究開発法人産業技術総合研究所又は日本電気計器検定所 その名称又は略称



二 指定検定機関 経済産業大臣が認めた当該指定検定機関を表す記号



(基準適合証印をはり付け印により付する場合の様式)

第三条 指定製造省令第九条の二第一項に規定する経済産業大臣が定める様式は、次の各号の要件を満たす様式とする。

一 基準適合証印の下に、法第十六条第一項第二号ロの指定の際経済産業大臣が指定した番号を表示するものとする。

二 特定計量器の通常の使用状態において見やすく、かつ、消滅しにくい本体の部分に付するものとする。

三 明瞭に、かつ、容易に消滅し、及びはく離しない方法により付するものとする。

四 色は、基準適合証印の形状、文字及び数字を容易に識別できる色とする。

(例)



附 則

(施行期日)

第一条 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 指定製造省令第八条第三項の規定に基づき付された基準適合証印であつて、平成三十年十二月三十

一日までに付されたものにあつては、この告示の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。